

九運総務第44号の2  
令和元年7月2日

関係各位

九州運輸局長



非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策についての  
一部改正について

標記について、大臣官房長より別添のとおり通知があったので、この趣旨をご理解のう  
え貴傘下会員に対し周知方よろしくお願い致します。

国官総第59号  
令和元年6月28日

本省局長等 殿  
地方局長等 殿

大臣官房長  
(公印省略)

非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策についての  
一部改正について

標記について、別添のとおり農林水産省消費・安全局長、生産局長及び経営局長より  
通知がありましたので、貴所属職員及び関係機関・団体等に対し周知願います。



元消安第 385 号  
元生産第 277 号  
元経営第 417 号  
令和元年 6 月 19 日

国土交通省大臣官房長 殿

農林水産省消費・安全局長  
農林水産省生産局長  
農林水産省経営局長

非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策についての一部改正について

農薬取締法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 53 号）が平成 30 年 12 月 1 日より施行されたことにより、非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策について（平成 18 年 4 月 28 日付け 18 消安第 1212 号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、本年 6 月 19 日から適用しますので、御了知願います。

○非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策について（平成18年4月28日付け18消安第1212号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>(別紙)</p> <p>非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策</p> <p>農薬取締法（昭和23年法律第82号）第25条第1項の規定に基づき農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令5号）においては、<u>全ての農薬使用者の責務として、農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となつて人に被害が生じないようにすることを防止することとされている。さらに、住宅地等においては、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない旨規定されている。したがつて、農家だけでなく防除業者等も含めた全ての農薬使用者は農薬使用基準を遵守し、飛散の低減に努める責務があるが、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（ポジティブリスト制度）のもとでは更にその一層の徹底を図ることが必要である。このため、周辺の食用農作物への農薬の飛散を防止する観点から、学校、保育所、病院、寺院、公園、住宅地周辺に加え、植木、街路樹、花き類、たばこ等の非食用農作物、家庭菜園、市民農園、ゴルフ場等が食用農作物を栽培する農地に近接する場合には更にその一層の徹底を図ることは、当該土地、施設等の管理者（市民農園の開設者を含む。）、殺虫、殺菌、除草等の病害虫防除の責任者、農薬使用委託者、農薬使用者等は下記事項の遵守の徹底に努めることとする。</u></p> <p>[以下略]</p>	<p>(別紙)</p> <p>非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策</p> <p>農薬取締法（昭和23年法律第82号）第12条第1項の規定に基づき農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令5号）においては、<u>すべての農薬使用者の責務として、農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となつて人畜に被害が生じないようにすることとされている。さらに住宅地等においては、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない旨規定されている。したがつて、農家だけでなく防除業者等も含めたすべての農薬使用者は農薬使用基準を遵守し、飛散の低減に努める責務があるが、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（ポジティブリスト制度）のもとではさらにその一層の徹底を図ることが必要である。このため、周辺の食用農作物への農薬の飛散を防止する観点から、学校、保育所、病院、寺院、公園、住宅地周辺に加え、植木、街路樹、花き類、たばこ等の非食用農作物、家庭菜園、市民農園、ゴルフ場等が食用農作物を栽培する農地に近接する場合には更にその一層の徹底を図ることは、当該土地、施設等の管理者（市民農園の開設者を含む。）、殺虫、殺菌、除草等の病害虫防除の責任者、農薬使用委託者、農薬使用者等は下記事項の遵守の徹底に努めることとする。</u></p> <p>[以下略]</p>

附則（令和元年6月19日）

本通知は、令和元年6月19日から適用する。

18 消安第 1212 号  
平成 18 年 4 月 28 日

地方農政局長、北海道農政事務所長、  
沖縄総合事務局長、関係省庁、関係団体 宛て

(農林水産省) 消費・安全局長  
生産局長  
経営局長

非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策について

農薬は、学校、保育所、病院、寺社、公園、住宅地周辺、家庭菜園、市民農園、ゴルフ場等において使用される場合や植木、街路樹、花き類、たばこ等の非食用農作物（以下「非食用農作物等」という。）に対して使用される場合があり、これまで、こうした非食用農作物等の農薬使用については、「住宅地等における農薬使用について」（平成 15 年 9 月 16 日付け 15 消安第 1714 号消費・安全局長通知）を發出して、住民や子ども等に健康被害が起こらないよう指導してきたところであるが、今般、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（ポジティブリスト制度）が施行されることに伴い、これら非食用農作物等に農薬を使用するに当たっても、農薬の適正使用と飛散による周辺農作物への影響を出来るだけ少なくするよう、指導を一層徹底することが喫緊の課題となっている。

ついては、別紙のとおり「非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策」をとりまとめたので、（貴局管下各県に通知するとともに、各県を通じて各県下の関係機関及び団体並びに地方自治体に対し）、本対策を踏まえ指導の周知徹底が図られるよう協力をお願いする。

（なお、貴局管内の地方農政事務所長に対しても貴職から周知をお願いする。）

非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第25条第1項の規定に基づく農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令5号）においては、全ての農薬使用者の責務として、農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となつて人に被害が生じないようにすることとされている。さらに、住宅地等においては、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない旨規定されている。したがって、農家だけでなく防除業者等も含めた全ての農薬使用者は農薬使用基準を遵守し、飛散の低減に努める責務があるが、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（ポジティブリスト制度）のもとでは更にその一層の徹底を図ることが必要である。このため、周辺の食用農作物への農薬の飛散を防止する観点から、学校、保育所、病院、寺社、公園、住宅地周辺に加え、植木、街路樹、花き類、たばこ等の非食用農作物、家庭菜園、市民農園、ゴルフ場等が食用農作物を栽培する農地に近接する場合における農薬使用に当たっては、当該土地、施設等の管理者（市民農園の開設者を含む。）、殺虫、殺菌、除草等の病虫害防除の責任者、農薬使用委託者、農薬使用者等は下記事項の遵守の徹底に努めることとする。

記

- (1) 農薬を使用する場所の周辺に食用農作物が栽培されていないか確認し、必要に応じて都道府県、市町村、JA等と相談して、周辺の食用農作物の栽培者に対して、事前に、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類等について連絡する。
- (2) 実際の農薬散布に当たっては当該病虫害・雑草の発生状況を踏まえ、必要最小限の農薬散布にとどめる。
- (3) 農薬取締法に基づいて登録された、当該防除対象の農作物等に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用する。
- (4) 農薬散布に当たっては、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、散布器具のノズルの向き等に注意する。
- (5) 都道府県、市町村、JA等と連絡を密にし、特に、周辺で栽培されている食用農作物の収穫時期が近い場合等には、状況に応じて使用農薬の種類を変更し、飛散が少ない形状の農薬を選択し、又は農薬の散布方法や散布に用いる散布器具を飛散の少ないものに変更する。

(6) 以下の項目について記録し、一定期間保管する。

- ア. 農薬を使用した年月日、場所、対象農作物、気象条件（風の強さ）等
- イ. 使用した農薬の種類又は名称及び単位面積当たりの使用量又は希釈倍数

(7) 農薬の飛散が生じた場合には、周辺農作物の栽培者等に対して速やかに連絡するとともに、都道府県、市町村、JA等にも同様の連絡を行い、農業者を交えてその後の対応について相談する。

附則（令和元年6月19日）

本通知は、令和元年6月19日から適用する。